

議事要旨(7)「棚卸資産専門委員会における検討状況」について

棚卸資産専門委員会は、平成17年6月からこれまで6回開催され、棚卸資産の評価基準の見直しに関する検討が行われてきた。本年10月中を目途に、「棚卸資産の評価基準に関する論点の整理」(以下、「論点整理」)を公表する予定であり、今回はその論点整理(案)の骨子について審議を行った。

棚卸資産の低価法について、今、何故取り上げるに至ったのかについては、平成13年11月のテーマ協議会からの提言(レベル2の優先度)があったこと、他の基準との整合性(「金融商品に係る会計基準」、「固定資産の減損に係る会計基準」により、収益力が低下した場合などにおいて帳簿価額を切り下げる会計処理が行われているが、棚卸資産については、原価法と低価法の選択適用が認められており、新たに定められた会計基準との間に整合性が取れていないこと) 会計基準の国際的調和〔国際会計基準審議会(IASB)とのコンバージェンス(統合)に向けた作業の1つとして棚卸資産の評価基準が取り上げられていること〕の3点が挙げられる。

検討の範囲としては、現行の棚卸資産(連続意見書第四に示す棚卸資産の範囲)と同じものとして取り扱う。なお、有価証券業者が通常の営業過程において販売するために保有する有価証券、市場販売目的のソフトウェア等については、それぞれ、「金融商品に係る会計基準」、「研究開発費に係る会計基準」において定められているため検討対象外とする。

論点整理(案)では、以下8つの論点を掲げ、【論点1】を基本論点とする。【論点1】では、原価法における強制評価減の位置付けや低価法を原価法に対する例外とする考え方の背景等を考察し、また、近年、整備された会計基準との整合性を踏まえると、収益性が低下した場合には帳簿価額を切り下げるといった考え方を棚卸資産についても適用することが妥当ではないかと整理している。このような考え方は、基本的に、原価法ではなく低価法を適用する会計処理と同様な結果をもたらすと考えられるが、さらに、棚卸資産の評価基準に関するこのような考え方を整理しつつ、引き続き検討する。なお、【論点2】から【論点7】は、上記の考え方を採ったことを前提に整理しており、【論点8】はそれ以外の論点である。

- 【論点1】原価法と低価法との選択適用の見直し
- 【論点2】低価法の適用除外とする場合
- 【論点3】低価法適用時の時価
- 【論点4】切放し法と洗替え法
- 【論点5】低価法の適用単位(グルーピングの可否)
- 【論点6】評価方法と低価法の適用
- 【論点7】損益計算書における低価法評価損の計上区分
- 【論点8】金融投資と考えられる棚卸資産の時価評価

以上